

(仮称) 笹森山風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、これらについて必要に応じて見直しを行う等、適切に対応すること。
- (2) 設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、準備書においては、これらを可能な限り明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を詳細に記載すること。
- また、事業の内容について、地域住民や地元自治体等に広く周知するとともに丁寧な説明を行い、事業に対する理解を得られるよう努めること。
- (3) 対象事業実施区域周辺には既設及び計画中の風力発電所が存在することから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、複合的な影響が懸念される項目について、適切に調査、予測及び評価すること。

2 個別的事項

(1) 騒音

対象事業実施区域周辺の集落の一部が調査地点に設定されていないほか、調査地点の一部が交通騒音の影響を受けやすい道路沿いに設定されていることから、施設の稼働に伴う騒音について、適切に調査、予測及び評価できるよう、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討すること。

(2) 水質

対象事業実施区域周辺には複数の水道水源地が存在していることから、工事の実施に伴う水の濁りによる影響を適切に調査、予測及び評価し、その結果を踏まえ、十分な貯留容量の沈砂池を設置する等の環境保全措置を検討すること。

(3) 動物

ア 対象事業実施区域及びその周辺ではクマタカやオオタカ等の希少猛禽類の飛翔が確認されているほか、ガン類・ハクチョウ類等の渡りの経路となっている可能性があることから、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点、時期及び回数等を見直すことにより、本事業の実施による鳥類への影響を適切に調査、予測及び評価すること。

イ 風力発電機の稼働に伴うコウモリ類への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な状況把握に努めるとともに、国内外の最新の知見や事例等を集積し、可能な限り予測及び評価に反映すること。

（４）植物及び生態系

対象事業実施区域及びその周辺にはスギ・ブナ群落等の植生自然度の高い植生、特定植物群落（竜馬山のケヤキ林、鬼倉山のスギ林）、水源かん養保安林及び笹森山自然環境保全地域（秋田県指定：普通地区）が存在することから、十分な現地調査等により土地の改変による植物への影響を適切に予測及び評価するとともに、本事業の実施に伴うこれら森林の伐採を極力回避するよう、風力発電機の規模や配置等を検討すること。

（５）景観

対象事業実施区域の周辺には「東光山」や「日住山」等の眺望地点が存在しているほか、同区域及びその周辺は身近な景観として地元で親しまれている地域であることから、地域住民や地元自治体等の意見を踏まえ、調査地点を追加する等により、景観への影響を適切に調査、予測及び評価すること。

また、風力発電機の規模や配置等の検討に当たっては、地域住民や地元自治体等に検討の経緯及び結果について丁寧な説明を行い、述べられた意見を十分に勘案すること。

（６）その他

事業の実施に伴う地下水への影響について、事業特性や地域特性を踏まえて検討すること。